

[事案 21-65] 配当金・生存給付金積立利息請求

- ・平成 21 年 10 月 13 日 裁定申立受理
- ・平成 22 年 3 月 15 日 裁定終了

< 事案の概要 >

こども保険の満期時受取額が、貯蓄性商品にもかかわらず払込保険料を下回ったので、その差額分を支払って欲しいと申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 3 年にこども保険に加入し、本年(21 年)5 月に「満期のお知らせ」が届いたが、満期時受取額が払い込んだ保険料総額よりも 30 万円以上も少なく、納得出来ない。下記理由により、金融商品販売法第 5 条にもとづき、払込保険料総額と満期時受取額の差額を損害賠償して欲しい。

- (1) 契約時点において、営業担当者から、経済情勢の悪化により利率が変動することも含め、元本割れをすることがあるとの説明を一切受けていない。
- (2) 保険会社は利率および配当金の額等の事項について、契約時および契約後、利率の変動や配当金の額について何ら通知もなく、解約することによる損失の防止の機会を奪われた。

< 保険会社の主張 >

下記理由により、申立人の満期時受取額と払込保険料総額との差額の返還請求に応ずることはできない。

- (1) 金融商品販売法は、株式市場、債券市場等の動向を直接の原因として、購入した金融商品の価値(金額)が変動し、購入価格(元本)を下回る損失が発生する可能性のある金融商品の販売勧誘等を規制するものであり、本件契約は金融商品販売法の適用を受けるものではない。
- (2) 保険契約の内容は約款により定まるが、本件契約の約款は「育英資金の据え置き利率」、「配当実績」、「配当金の積立利率」は変動する旨を規定しており、募集資料(設計書等)にも同様の注意文言がある。また、本件契約の募集活動においても不適切な点は認められない。以上のことから、本件契約について、募集担当者が申出人に満期時受取額が払込保険料総額を下回る可能性について説明しなかったとしても、説明義務の不履行には該当しない。
- (3) 本件保険は、契約者および子供の死亡・高度障害の場合をも保障する契約であり、当社は申立人に対してかかる保障をしてきたことから、満期時受取額と払込保険料総額との差額は損害に該当しない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記理由により、本件申立ては認められないことから、生命保険相談所規程第 44 条にもとづき、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 本件生命保険は、被保険者である子供が死亡し又は高度障害状態になった場合に所定の保険金を支払うこと、あるいは養育者である契約者が死亡・高度障害状態となった場合に、満期まで所定の年金を支払うという保障を主たる目的とするものであり、保険料は積立部分を除き保険金の支払いや費用に充当することが契約上予定されている。申立人が主張する元本は契約期間中に使用されて「元本割れ」をすることは契約上認められたものであり、金利の変動等を直接の原因として元本欠損を生ずる金融商品ではない。従って、契約時に「元本割れ」を生ずるとの説明義務を負うものではなく、これを告げずとも同法上の説明義務違反とはならない。
- (2) 一般に保険会社は、契約者に対し毎年度の配当金額および利率の変動について、通知する

ことを常としており、本件においてこれがなかったと判断する理由に乏しい。

仮に、通知されてなかったとしても、通知があった場合、申立人が取りうる措置は契約の解約をなし得るのみであり、解約時の返戻金額は当然ながら、申立人が支払った保険料の合計金額を大幅に下回るものであり、この通知が欠けたことによる損失額が、申立の請求する金額に至らないことは明白である。

また、解約により得た資金を他の運用による利益を推認できる証拠はないから、損害の存在を認定することは出来ず、申立人の損害賠償の主張は認められない。

- (3) 申立人の主張は、金融商品販売法ではなく、消費者契約法による取消および原状回復請求であると仮定しても（但し、消費者契約法も平成 13 年 4 月 1 日施行であるので、本契約には適用がない）、同法 4 条所定の虚偽事実の告知や不利益事実の不告知には該当しない。

確かに保険設計書には、支払保険料を上回る満期時受取額の記載があるが、これは積立金を運用した場合に当時の投資環境においては支払保険料を上回る満期時受取額が予定されていたが、金利が変動する可能性があることは同設計書にも記載されており、虚偽事実の告知も不利益事実の不告知も認めることはできない。